

## 田野町家具転倒予防金具等取付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、高齢者等の世帯に対し将来発生すると予想される東南海・南海地震等により転倒が予想される家具に転倒予防金具等（以下「金具等」という。）を取り付けることにより地震に伴う家具の転倒等による被害を防止し、又は軽減することを目的とする。

### (対象世帯)

第2条 この事業により金具等の取付けを受けることができる者は、田野町に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 満65歳以上の高齢者のみで構成された世帯
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けた者が属する世帯
- (3) 療育手帳の交付を受けた者が属する世帯
- (4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が属する世帯
- (5) 要支援、要介護認定を受けた者が属する世帯
- (6) 母子世帯
- (7) 取付作業が困難であると認める世帯

### (申請)

第3条 金具等の取付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、家具転倒予防金具等取付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

### (決定)

第4条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、金具等の取付けの適否を決定し、家具転倒予防金具等取付適否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

### (費用負担)

第5条 金具等の取付作業に係る費用は、田野町の負担とする。ただし、取付作業に係る費用以外の金具等及び取付補助材等の費用は、申請者の負担とする。

### (取付作業の委託)

第6条 この事業により行われる金具等の取付作業は、田野町が委託した事業者（以下「委託事業者」という。）が行うものとする。

(取付方法等)

第7条 金具等の取付方法は、家具を家屋の床又は壁若しくは柱に固定する等の方法により行う。

2 金具等を取り付ける家具の台数は、最大4台までとする。

3 金具等の取付けに際し、床又は壁等の改修は、行わないものとする。

(家屋の所有者等の承諾)

第8条 自己の所有する家屋以外の家屋に居住する者が金具等の取付けを申請する場合は、当該家屋の所有者又は管理者の承諾を得なければならない。

(金具等の取り外し)

第9条 金具等の取付けを受けた申請者が金具等を取り外す場合の費用は、申請者の負担で行うものとする。

2 前条に規定する自己の所有する家屋以外の家屋に金具等の取付けを受けた申請者は、当該家屋を明け渡す場合は、申請者の責により家屋の内装を原状に復さなければならない。

(免責)

第10条 この要綱により金具等が取り付けられた家具が地震等により転倒し、被害が発生した場合は、田野町及び委託事業者は、その責を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか事業の実施に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

年 月 日

田野町長 様

（申請者）住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号

家具転倒予防金具等取付申請書

田野町家具転倒予防金具等取付事業実施要綱第3条の規定に基づき、下記に掲げる条件を承認し、転倒予防金具等の取付けを申請します。

記

1 取付先の家屋所在地

田野町 \_\_\_\_\_

2 取付先の家屋の種類（いずれかに○を入れてください。）

持家・借家・アパート・町営住宅・その他（ ）

3 取付希望家具

	家具の種類	家具の設置場所
1		
2		
3		
4		

4 家主等の承諾（借家又はアパートの方が対象となります。）

家具の転倒予防のために、転倒予防金具等により家具を家屋に固定することを承諾します。			
年	月	日	
所有者又は管理者		住 所	
		氏 名	☞

5 町営住宅に取付けを希望される方は、町営住宅名を記入してください。

町営住宅名： \_\_\_\_\_

6 申請者以外の家族の氏名を記入してください。

氏 名	生年月日	年	月	日生
_____	_____	_____	_____	_____
氏 名	生年月日	年	月	日生
_____	_____	_____	_____	_____
氏 名	生年月日	年	月	日生
_____	_____	_____	_____	_____
氏 名	生年月日	年	月	日生
_____	_____	_____	_____	_____
氏 名	生年月日	年	月	日生
_____	_____	_____	_____	_____

7 次の該当する区分を選び、対象者の氏名を記入してください。

身体障害者手帳

精神障害者保健福祉手帳       要支援・要介護

氏 名 \_\_\_\_\_

8 条 件

- (1) 地震等の際に転倒予防金具等を取り付けた家具が万一転倒し、被害が発生しても、田野町及び田野町が委託した事業者は、責任を負いません。
- (2) 引越し等による転倒予防金具等の取り外しは、各自で行ってください。
- (3) 借家、アパート又は町営住宅に取り付けた転倒予防金具等の跡は、各自が自費をもって原状に復してください。

田野町指令第 号  
年 月 日

様

田野町長



家具転倒予防金具等取付適否決定通知書

年 月 日付で申請のありました転倒予防金具等の取付けについては、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 取り付けます

田野町が委託した事業者より後日連絡がありますので、事前調査及び取付日時などの調整をお願いします。

2 取り付けません

（理由）

（注意事項）

- 1 取付をする家具等の周りは、取付けしやすいように、整理整頓願います。
- 2 地震等の際に転倒予防金具等を取り付けた家具が万一転倒し、被害が発生しても、田野町及び田野町が委託した事業者は、責任を負いません。
- 3 引越し等による転倒予防金具等の取り外しは、各自で行ってください。
- 4 借家、アパート又は市営住宅に取り付けた転倒予防金具等の跡は、各自が自費をもって原状に復してください。

※1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に田野町長に対して異議申立てをすることができます。

※2 この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受け取った日の翌日から起算して6月以内に田野町（訴訟において市を代表する者は田野町長となります。）を被告として、提起することができます。（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起できなくなります。）ただし、異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

